

# 農地・水・環境保全向上対策における施策評価について

## (1) 国と道府県の第三者機関における施策評価の実施について

国と道府県はそれぞれ第三者機関を設置し、国が設置する第三者機関においては、当該交付金の交付状況の点検、効果の評価。一方、道府県が設置する第三者機関においては、当該交付金の交付状況の点検、活動組織の取組の評価を行う。（「実施要綱 第8」参照）

### 【参考1】

農地・水・環境保全向上対策実施要綱(平成21年3月13日20農振第1942号農林水産事務次官依命通知)

#### 第8 第三者機関の設置

- 1 共同活動支援交付金等の交付が計画的かつ効果的に実施されるよう国に助言するとともに、当該交付金の交付状況の点検及び効果の評価を行うため、国に第三者機関を設置する。
- 2 共同活動支援交付金等の交付が計画的かつ効果的に実施されるよう地域協議会に助言するとともに、当該交付金の交付状況の点検を行い、並びに活動組織の取組の評価及び指導、助言等を行うため、本対策を実施する都道府県に第三者機関を設置する。

### (1) 当該交付金の交付状況の点検

- ①国は、地域協議会からの報告に基づき、道府県毎に取組面積、活動組織数を整理し、第三者機関に報告する。また、②道府県は、各道府県の取組面積、活動組織数について、全国との比較、市町村の交付状況等を整理し、第三者機関に報告する。

### (2) (国が行う) 効果の評価

- ①活動実績など実施状況、②アンケート調査など追加調査、③各道府県が実施する独自調査・評価などを取りまとめ、分析・評価し、第三者機関に報告する。

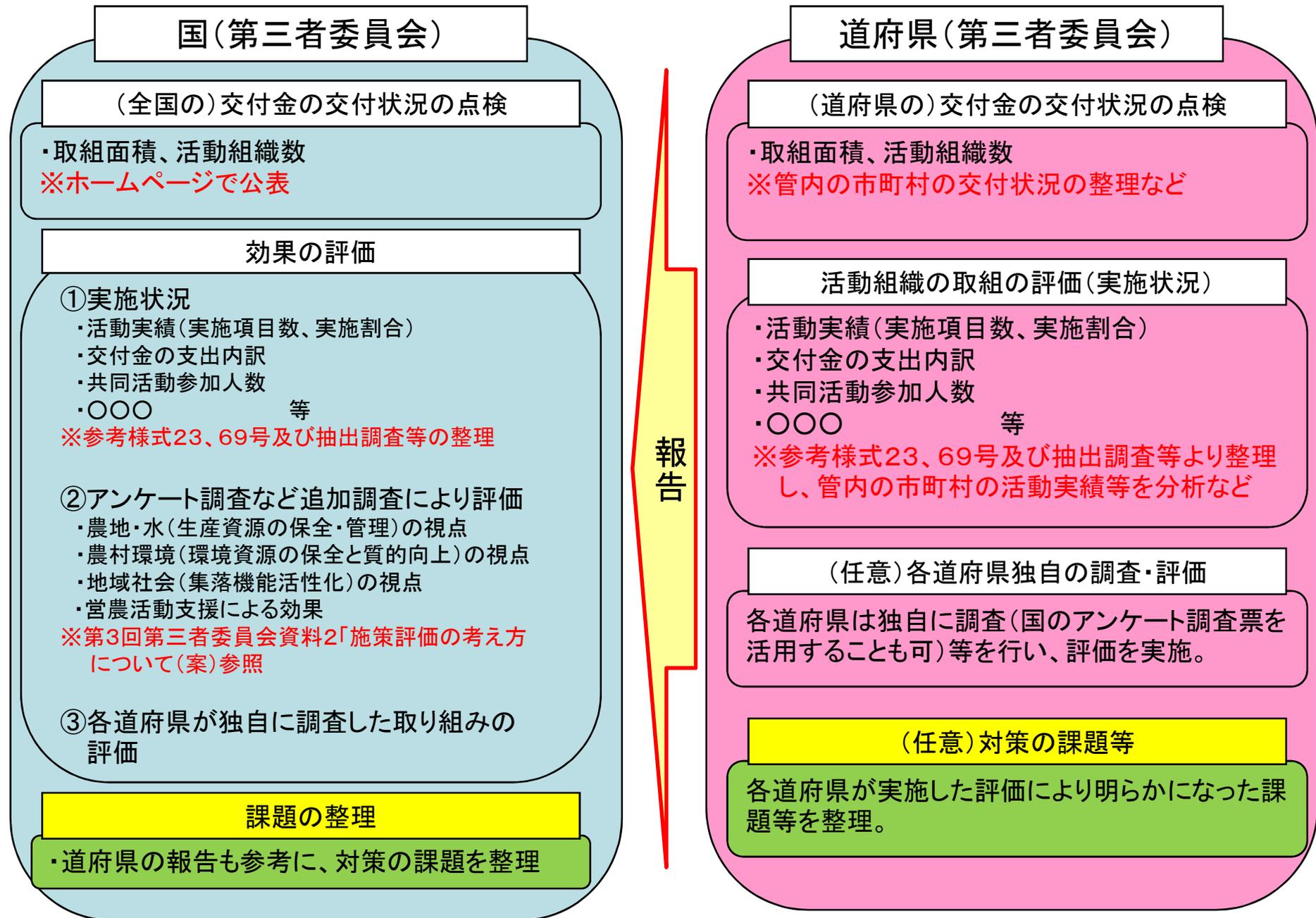
### (3) (道府県が行う) 活動組織の取組の評価

各道府県毎に活動実績など実施状況について、全国との比較、市町村の活動実績等を分析し、第三者機関に報告する。

### (4) その他

道府県は、(1)②、(3)及び独自に調査・評価等を行ったもの(任意)並びに評価により明らかになった課題等を国に報告するものとする(報告様式は、国より別途提示)。なお、道府県の独自調査・評価等については、国のアンケート調査票、評価の視点を活用することも可能である。

## (2) 国と道府県における第三者機関の関係(イメージ)



### (3) 本対策の評価に関するスケジュール

道府県は中間評価を平成22年8月までに、国へ報告する。また、国は、道府県の中間評価も反映し、平成22年度中に中間評価を実施する。

| 初年度<br>H19年度 | 2年度<br>H20年度   | 3年度<br>H21年度  | 4年度<br>H22年度  | 5年度<br>H23年度 |
|--------------|--|---|---|--------------|
| 3/26<br>○    | <p>効果の分析<br/>7/25 10/10 3/25</p> <p>○ ○ ○</p> <p>現地調査<br/>(福島)</p> | <p>効果の分析<br/>7/24 年3回程度開催</p> <p>○ ○ ○</p> <p>現地調査<br/>(栃木)</p> | <p>中間評価を実施<br/>(次期対策を睨んで)</p> <p>↑</p> <p>※道府県は中間評価を実施し、8月を目途に国へ報告。</p> | 効果の分析        |